

平成21年第9回邑南町議会定例会(第11日)会議録

1. 招集月日 平成21年11月27日 告示
 2. 招集の場所 邑南町役場 議場
 3. 開 会 平成21年12月18日(金) 午前 9時30分
 閉会 午後 1時33分

4. 応招議員

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大屋光宏	2番	宮田秀行	3番	中村昌史	5番	日野原利郎
6番	清水優文	7番	辰田直久	8番	松本正	9番	亀山和巳
10番	日高学	11番	石橋純二	12番	高本勝藏	13番	山中康樹
14番	長谷川敏郎	15番	日高勝明	16番	三上徹		

5. 不応招議員 なし

6. 出席議員 15名

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1番	大屋光宏	2番	宮田秀行	3番	中村昌史	5番	日野原利郎
6番	清水優文	7番	辰田直久	8番	松本正	9番	亀山和巳
10番	日高学	11番	石橋純二	12番	高本勝藏	13番	山中康樹
14番	長谷川敏郎	15番	日高勝明	16番	三上徹		

7. 欠席議員 なし

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名

8. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名	職名	氏名
町長	石橋良治	副町長	桑野修	総務課長	日高禎治
定住企画課長	細貝芳弘	財政課長	藤間修	情報推進課長	安原賢二
町民課長	表正司	税務課長	東義正	福祉課長	三上洋司
農林振興課長	藤田憲司	建設課長	洲濱芳文	水道課長	松川好史
保健課長	大矢輝美	会計管理者	藤井克史	瑞穂支所長	佐々木孝義
羽須美支所長	福田誠治	教育委員長	河野義則	教育長	土居達也
学校教育課長	三上俊二	生涯学習課長	森岡弘典	監査委員	實田讓

9. 本会議に職務のため出席した者の氏名

議会事務局長 屋原進 事務局主任 日高泉

10. 町長提出議案の題目 別紙のとおり

11. 会議録署名議員の氏名

議席	氏名	議席	氏名
15番	日高勝明	1番	大屋光宏

12. 本日の会議の大要は別紙のとおりである。

平成21年第9回邑南町議会定例会議事日程(第11日)

平成21年12月18日(金) 午前9時30分開議

開会、開議宣告

議事日程の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

日程第3 請願の委員長報告

請願第1号 農地法の「改正」に反対する請願

請願第5号 日米FTA交渉は行わないことを求める意見書提出を求める請願書

請願第7号 県の福祉医療費助成制度の定率(応益)負担を廃止・撤回し定額負担に戻すことを求める意見書採択の請願

日程第4 議案の討論、採決

議案第105号 町道路線の廃止について

議案第106号 町道路線の認定について

議案第107号 工事請負契約の変更契約の締結について

議案第108号 平成21年度邑南町一般会計補正予算第5号について

議案第109号 平成21年度邑南町国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について

議案第110号 平成21年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号について

議案第111号 平成21年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第3号について

議案第112号 平成21年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号について

議案第113号 平成21年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号について

日程第5 閉会中の継続審査、調査の付託

平成21年第9回邑南町議会定例会追加議事日程(第11日)

平成21年12月18日(金)

追加日程第1 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

発議第5号 日米FTA交渉は行わないことを求める意見書の提出について

発議第6号 県の福祉医療費助成制度を定額負担に戻すことを求める意見書の提出について

平成21年第9回邑南町議会定例会(第11日)会議録

平成21年12月18日(金)

—— 午前9時30分開会 ——

~~~~~○~~~~~

### 開会宣言

●議長(三上徹) おはようございます。定足数に達しておりますので、ただ今から平成21年第9回

邑南町議会定例会第11日目の会議を開きます。本日の議事日程は予めお手元に配布のとおりでございます。

~~~~~○~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長(三上徹) 日程第1会議録署名議員の指名をいたします。15番日高勝明議員、1番大屋議員をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

### 日程第2 一般質問

- 議長(三上徹) 日程第2一般質問。昨日に引き続きまして一般質問を行います。一般質問順位第8号日高勝明議員登壇をお願いいたします。

- 日高勝明議員(日高勝明) 議長。

- 議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

- 日高勝明議員(日高勝明) 日高勝明でございます。12月議会にあたりまして、通告をしております1件について、私の所信を述べながらお尋ねをしております。今回は1件でありますし、また内容が教育委員会の方から、適切なお答弁をいただければ恐らく持ち時間の半分必要もない内容だと思いますから、一つ肝心なところを適切にお答えを願いたいと思っております。私が届け出をいたしました課題は内閣府による天皇在位20年のDVDの教育現場配布、そして活用の強制という問題が今全国的に出て来ております。私は社民党の所属議員であるがゆえに、こういう問題については極めて神経をとがらせております。それは我が立党の精神が、今日の平和憲法を守るということ、党是としているからであります。そうした点について、邑南町教育委員会の考え方取り組みの状況を聞かせていただきたいということでございます。まず、最初にこの記録映画DVDの受領から学校教育現場への配布の経緯をお尋ねをしたいと思っております。現物は教育委員会からお借りをしましたこの天皇陛下ご即位から20年という内閣府が毎日映画社に依頼をして制作をした内容の物でありまして、これは、文部科学省を通じて、全国の教育委員会を更に経て学校の教育現場に配布をされるという手順で配られてきた物であります。まあ、恐らく準備は、まあ、私の考えでは前政権当時の官僚達がこのようなことを企画したんであろうと、社民党が入った現政権がこのようなことをするはずはないとは思っておるのでありますが、まあ、恐らく世論が大変盛り上がっておりますから、慎重な配慮が全国的になされているんだろうというふうには思っております。このDVDが当然邑南町教育委員会にも届けられていると思っておりますが、邑南町において、この現物をどのような添付文書をもって、町内の小中学校に配布をなさったのかその経緯を先ずお尋ねをいたしたいと思っております。

- 三上学校教育課長(三上俊二) 番外。

- 議長(三上徹) はい、三上学校教育課長。

- 三上学校教育課長(三上俊二) お答えいたします。本年9月8日に、文部科学省大臣官房総務課より、9月4日付けの事務連絡として、文書とDVDが本教育委員会に直接送られてまいりました。その内容は、こういう物でございます。内閣官房及び内閣府より文部科学省に対しまして、当該DVDの学校配布について、配布について協力依頼があったので、所管の学校へ配布をお願いしたいとの、そういう文面の内容でございました。文部科学省からの通知で事務連絡的なものでしたので、9月10日、そのままの文書の写しと、DVD各1枚を、管内の、小中学校12校に配布しました。そのかい、その際、教育委員会からの新たな添書文はなんら付けておりません。で、お答えいたし

ます。

●日高勝明議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高勝明議員(日高勝明) 本町にあっては、その問題となる市町村教委の、別文書は添えられてないということでございます。このDVDは教育委員会でお借りをして、私も数回繰り返して、拝見をいたしました。このプログラムとしましては、この現在の天皇が即位をされてから、今日に至るまでの20年間の、いわば報道の記録映像といった物を、30分足らずにまとめた内容であって、特にこのコメントにおいて問題のあるようなコメントがなされているというような内容の物ではありません。これを素直にみれば何の問題もない、報道ニュースを見るのと同じ内容だと思います。どちらかという、私のような立場であっても、この今日の天皇が即位以来、過去に犯してきたその戦争犯罪ともいえる内容について極めて真摯にこの平和を願う姿が、その天皇夫妻の映像から読み取ることができる。特にこの沖縄を訪ねる、あるいは硫黄島を訪ねる、あるいは災害の被災地を、被災地を訪ねて国民を激励すると。そういった映像がずうっと羅列されている内容であります。特に耳を疑うようなコメントがそれに添えられているわけではありません。こういった物が、まあ、配られたんですが、問題は邑南町ではそれにどのような指示も学校現場にしてないということなんですが、各地で、どうも報道等に寄れば、これを非常に過剰に、この反応してですね、各県、県あるいは市町村の教育委員会が学校現場に強制ともとれる、まあ、添付文書をもって、まあ、指導したというか、まあ、強要したというような面があります。まあ、全国的にいくつかの自治体で、この物がそういう使い方をされたということが報道もされておりますから、まあ、そういった範囲での教育委員会も情報かとは思いますが、このDVDが強要あるいは使用状況を調査するという形で何らかの使用をしておかなければその調査に答えられないという現場に威圧を与えている。この問題となっている報道等について、まあ、教育委員会としてはどのようにお受け止めになりましたか。

●三上学校教育課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上学校教育課長。

●三上学校教育課長(三上俊二) 報道の状況をどう把握しているかということでございますが、教育委員会としましては、12月7日付けの山陰中央新報に掲載されておりましたが、そのことのみ承知しております。掲載内容は秋田県、奈良市、岡山市、東京都中野区の教育委員会では、配布後の学校での利用状況を調査しており、そのことが強制を感じるなどの反発と議論を呼んでいるという記事の内容でございました。そのことのみ承知しておるということでお答えさせていただきます。

●日高勝明議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高勝明議員(日高勝明) この問題については、あの全国的に非常にそういった学者あるいは報道そういったところからこの問題提起が素早かったせいもあったのかも知れませんが、全国的にそう、そのたくさんところで、こう、あのう、問題となるような事例が出ているのではないと思います。まあ、私の党を通じて、送られてきた資料をみても、山陰中央新報等で報道された事例以外は、そう多くの手元に資料が入ってはおりません。まあ、そういった報道を通じてみるとやはり教育現場の方ではこういった物の扱い方について間違えると、この強制を感じる、いわば調査をしなさい、どのように利用したのか、調査をしなさいという形で強制を感じるあるいは、またこのようにこういった物を使ってどういうふうに取り組んだのかということをチェックされるということ

に、この管理教育というものの怖さ、そういったことを大変感じると。管理教育というのは一時期、ある県等で非常に問題になり報道もされたところですが、そういったものが再び、このこういう形で姿を出してきたのかというふうなことも、懸念をするコメントもありました。まあ、政権が交代をしたにも拘わらず、こういったものがその日以降に、この問題となるということに、非常に懸念を感じるというふうな憲法学者もありました。これはやはり、あのう、天皇制というふうなものを無批判に受け入れる雰囲気造りを進めて行こうとする意図に基づいているのではないかというふうに受け取った向きがあるからだと思います。それとともにやはり、学校現場の教育に、の実践に関する自由というものを奪う、そういったふうにも取られたようであります。また、その憲法の上でも、尊敬し敬愛すべき天皇、象徴天皇という存在を、今後育み育てて行く上でも逆行する行為ではないかというふうにも言われております。DVDそのものは、私が先ほど申しあげたように私が見てさえも、まあ、感動したとは言いませんが、非常に内容的に何の問題もない。これは良い一つの記録だなというふうに受け止める程度のものであっても、そこにその管理という問題が関わってくると非常に変質していくとそういうことを、だと思えます。いわば私たちはこのことを、昭和の前半まで、身をもってその過ちを体験してきたという歴史をもっているわけでありますから、その芽を一つ一つ、こういったものを小さい内に摘んでいくということが、極めて大切だと思います。島根県の教育委員会が今お答えいただいた範囲では、介在をしていない様に思いますが、島根県の教育委員会が市町村の教委に対して、この問題で何か指示しと通達、そういったことをしたことはないかどうか伺いたいと思います。まあ、島根県教委も、いろいろこの竹島問題等ではですね、ある時期若干の問題提起をしてくれたこともある県教委であります。今回の問題については、島根県教委は介在していないのかどうか、明確におこ、お知らせを願いたいと思います。

●三上学校教育課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上学校教育課長。

●三上学校教育課長(三上俊二) 島根県に対しまして、ええっと、確認をこちらの方からさして貰いました。県としては、この件に関しましては、学校や市町村に対しまして、指導調査をしないということでございます。そして使用については学校と市町村の判断に任せる、社会科の教材に良いと判断されるなら活用してくださいということでもございました。それから、あのう、これは島根県の直接こういう文書がきたものでありまして、あのう、県の方からこ、県立高校にも、全部、こういうように配布されております。この度。県の方ではその際、添書も付けなくて、そのまま高校へ配布したと、で、その後は、各高等学校の判断に任せて、指導調査はしないということである方針であるということを、聞きましたので、そのまま補足して、回答として説明させていただきます。以上です。

●日高勝明議員(日高勝明) 議長。

●議長(三上徹) はい、日高勝明議員。

●日高勝明議員(日高勝明) 邑南町の教育委員会と言ひ、島根県の教育委員会と言ひ、誠に適切な判断、措置であつたというふうに思ひます。これは私が常に座右においてもつてゐる、日本国憲法という本なんです。皆さんもみな家庭に我が国の憲法のことで、一番大原則ですから、何らかの形であろうと思ひますが、まあ、いわずもがなのことでありますが、第一章の、この第一条のところに、この天皇は日本国の象徴であり、日本国民統合の象徴であつて、その地位は主権の存する日本国民の総意に基づくというふうに記録してあります。まあ、これはその過去の反省に基づいて、国民主権の基での象徴天皇ということ、明確に第一条で唱ひ挙げているわけでありますが、私ども

はこの社会党の時代から、先ほど言うように、護憲、この平和憲法を過去の反省に基づいて、どのようなことがあっても守っていくという立場を貫いてまいりました。ですから、それは天皇制も含めて守っていくということなんです。天皇制のところだけは嫌いだけれども、9条は守るということではないわけであって、象徴天皇という国民にとってこの尊敬すべき、愛すべき存在として一緒にその憲法のなかで、こう守っていくということに、落ち着いているわけですから、そういった憲法の、この第一章に掲げた問題を冒とくするようなそういう教育が、行われるかも知れない懸念を、この一つずつ払拭していかなければならないと思うがゆえに、こうした問題を一点だけその今回お尋ねをしておるわけでございます。まあ、戦後60余年に及んで、この平和憲法は戦争によって、一人の日本国民を殺し、殺されること無く、そういう殺されることの無い世の中を今日まで維持し守り続けてきた、いわばこの平和憲法が私ども国民を守ってくれた、その基でこの地方自治も私どもの健康や暮らしやそういったものを今日まで守り続けてきているわけであります。このこういう法律というふうなものは、法律によって守られるという一面がある反面に、これを守ろうとする国民の個に行動が伴わなければ、この法律というものは必ずその内容が形骸化をしていく、そういうことだと思ふわけです。まあ、私も過去この議場で、この言葉は、その平和に関わる問題、非核の問題、非核の問題など取りあげたときに申しあげたような記憶が残っているんですが、もう一度今日、このことをその言葉を皆さんにご披露しながら、一緒になってですね、やはり私どもがこの憲法観というものを基に、その様々な地方自治を進めていくということでもう一度皆さんに見て貰いたい言葉は、まあ、ちょっと書いてきたんですが、この軍鼓の鳴るところ法は常に沈黙するという有名な言葉があるわけです。これは、まあ、あのう、いわずもがな、戦、戦争になると、戦争になると、どんなに素晴らしい法律があってもその法律は黙り込んでしまって、全然機能しなくなると、そう言うことを言った言葉ですね。戦の鼓が鳴り始めてしまうと、決まり事というものは何の役にも立たなくなってしまうと、そのことはもう私どもは、まあ、私たちはその頃子どもでしたが、私たちの父や母の世代にはですね、その非常に、その苦痛な人生を体験してきた歴史をもっているわけですから、そういったことをやはり比較的、まあ、日本はその語り継いでいくということが、非常に不得手でありますが、まあ、こう言った苦痛を語り継ぎ、他民族にどれだけの苦痛をまた与えたかといったふうな面から、やはり私は大事にして行かなければならない課題だと常に思っているわけです。まあ、地方自治の場といえども、私どもも、この革新政党的議員が存在をする意義は、こういった問題をやはりこう地方自治の場からでも、きちっと明らかに問題視し、またそういった一つ一つの問題となる芽を早く、早い内にこう摘み取っていく、いつか川本の警察署の、あのう、コマーシャルに有りましたが、悪の芽はそっと摘みましよう、愛の手でと書いてあったんですが、これと同じことですね。こういう問題は小さい内にやはり問題を、問題意識をもって見つけて処理をして行くということが極めて大事だと思います。やはり、この天皇在位20年、憲法が定めた象徴が即位をした、されて20年というこの、まあ、喜びの年であります。まあ、そういう時にですね、この管理教育とも取れるような、そういったものが、こう悪用されるような、そういった芽が育ってはならないということを、この政治をねじ曲げる原点をやはり取り除いていくということが極めて大切であるという思いで、今回このような一点だけを取りあげてお尋ねをし、お答えによると、邑南町としては極めて適切な対応をなさっているというふうな受け止め、大変私としては安心をし、邑南町の教育が、そのような姿で今後行われていくということに安堵感を思ったところでございます。どうか今後もですね、少なくとも一旦こういうことが課題、話題になり、しかも添付文書も添えずに、現場の方の判断で、まあ、簡単に言えば使うなど、処分するなどどうとなしな

さい、なさいということのようにしか受け止められませんから、少なくとも今後こういった問題については慎重な対応、このこういった芽は、何時誰がですね、そういった物をこうおく、送り込んでくるか分からないわけでありますから慎重に扱うという、その決意を教育長から聞かせて貰って、この質問は閉じたいと思いますが、いかがでしょうか。

●**土居教育長(土居達也)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、土居教育長。

●**土居教育長(土居達也)** 少し長くなるかもしれませんが、教育に携わる教師並びに、まあ、教育行政に携わる私たちが何を、まあ、大事にしていかなきゃいけないかということについては、やはりこれは法に基づいて行うということが、まあ、大事だというふうに思っております。先生方が子どもに授業するときが一番、まあ、大事にすること、まあ、しなければならないことは、やはり法の、法に逸脱しないという部分があると思います。先生達は1時間の授業を組み立てるときに、何をこの授業の中で教えるのか、あるいは知識伝達の中でどういう力を子ども達に育てるのか、そのためには子ども達の発達段階はどうか、目の前にいる子ども達一人一人にはどんな教材が優れているのかということ判断して、授業を組み立てます。今回のこのDVDも一つの、そういう資料であって、子ども達にどの部分がふさわしくて、どれが一番効果的なのかということには正に専門職である、免許をもっている先生方が、法の中で逸脱しない中で選ばなければならないという責任を負っているというふうに思っています。先ほどからありましたように、その法とは日本国憲法であり、きほん、教育基本法であり、それに基づいて学習内容を定められておる指導要領であります。で、指導要領の社会科の目標の中には、国際社会に生きる民主的平和的な国家社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養うというふうに述べられております。それに基づいて、この資料がどうであるかということ判断して使うか使わないかということ学校、先生一人で判断ができない場合は管理職である、あるいは教育委員会あるいはいろんなところに問い直すということが大事だろうというふうに思っております。私たち教育行政も教育基本法の中に第16条の中で教育行政に触れて教育は不当な支配に服することなく、この法律及び他の法律の定めるところにより行われるべきものであるというふうに述べております。そうした法に基づいて教師もあるいは私たち教育行政に携わる者も則って行政並びに教育を行っていくべきだというふうに考えております。以上です。

●**日高勝明議員(日高勝明)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、日高勝明議員。

●**日高勝明議員(日高勝明)** ただ今、その土居教育長の方から教育に対する邑南町の基本的な姿勢というものを明確に示していただきました。今後ともそのような考え方で邑南町の教育が進められていくものと思います。以上で今回の私の一般質問を終わります。

●**議長(三上徹)** 以上で日高勝明議員の一般質問は終了いたしました。ここで休憩いたします。再開は10時15分といたします。

—— 午前 9 時 5 7 分 休憩 ——

—— 午前 1 0 時 1 5 分 再開 ——

●**議長(三上徹)** それでは再開をいたします。一般質問順位第9号長谷川議員登壇をお願いいたします。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 長谷川でございます。12月議会にあたり、3点の問題について質問通告しております。質問に入る前に、今年の6月議会で瑞穂中学校に通級指導教室の設置を是非やってほしいということを取りあげました。早速この問題については教育委員会が真剣に討議検討され、その方向で今回12月議会では改修費として200万円の計上をされたことを本当にありがとうございます。先日12日には、あのう、言葉を育てる親の会の交流かが、交流会がありまして、お母さん方や子ども達40数名が、あのう、このニュースを聞いてほんとに歓声をあげて喜んでおられました。また9月議会に中小業者に対する支援として信用保証料の支援などの問題について取りあげ、早速この12月議会には500万円という大きな予算を組んでいただき支援していただいたことを心から感謝申しあげます。この二つは正にこの厳しい年末にあって、歳末のクリスマスプレゼントとしてほんとに喜びをもって迎えられていると思います。町長始め、教育委員会に心から感謝を申しあげる次第です。さて、そういう中で福祉医療の問題について、先ず、最初に質問いたします。福祉医療のもん、福祉医療というのは、重度の障がい者やまた、高齢者、障がいをもった方々の医療費に対して支援する制度でございますけれども、この問題について、島根県が平成17年に制度改正をいたしました。で、そのときに平、平成17年の3月議会だったと思いますけれども、議会でもこの問題取りあげて、また町議会としても意見書をあげ、県が制度を改悪するのであれば、町独自に支援を続けて欲しいということをお願い、邑南町は県下でも最も優れた福祉医療の制度として、頑張っただけでございました。で、期限が切れた、一昨年にも1年継続ということで実施され、更に今年の3月議会でも急遽追加提案を含めて1年延長という形で決めてこられたわけでございます。で、私はこの問題について1年延長、1年延長を繰り返すのではなく、永続的な制度として、この制度を続けていっていただきたいというふうに思うわけでありまして。その点が先ず第1の質問です。そして、今政権交代の中で、新しい政権では障害者自立支援法の廃止とか応益負担を廃止して応能負担に変えていくということが政権合意でされています。島根県でもそうした動きの中で見直しを検討されているようでございますけれども、そうした県に対して町長としても制度を応能負担に所得に応じて負担をしていくというふうに変えていくように求めていくべきだし、そして県が変えるまでは町としては先ほど申したように継続してやっていくべきだと思いますけれども、その点について先ず最初に見解を求めたいと思います。

●**三上福祉課長(三上洋司)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、三上福祉課長。

●**三上福祉課長(三上洋司)** 福祉医療制度についてのご質問でございます。先ず、最初に、まあ、永続的な制度にすべきだと、それから県の制度変更までは存続すべきということ、それから、県に見直しをもとみな、求めればどうかというご質問でございました。先ほど説明ありましたように、島根県の福祉医療費助成制度が平成17年の10月に改正をされました。受給者の経済負担が増加するというので、邑南町では市町村民税の非課税世帯、非課税世帯及び20歳未満の福祉医療世帯に対し、激変緩和策として平成20年9月30日までの間、町単独の助成を行うということにしました。しかし、まあ、その後、燃油の高騰でありますとかあるいは景気悪化ということが続きましたために、この激変緩和策を2度にわたって延長をし、延長し、現在は平成22年9月30日まで行うということになっております。この激変緩和策は経済状況等を勘案し、毎年見直すことにしております。平成22年度につきましても、経済情勢は好転の兆しが見えないと判断をいたしまして、継続したいと考えております。それから福祉医療者への、福祉医療対象者への負担けんい、軽減、それから町の財政的な負担軽減が図れるということで、県へも見直しを求めていきたいというふうに

考えております。以上です。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 課長の答弁では毎年制度の見直しということで、1年1年延長と、で、その理由が先ほど申したように、答弁あったように経済情勢等また財政状況を踏まえてということでもあります。で、私が永続的にこの制度を、その継続すべきだと、あのう、続けていくべきだということでも申してるのは、そもそもですね、県がその応益負担を導入した、応益負担というのは医療費が、まあ、例えば1万円掛かればそのうちの残りの3割負担なら、あのう、3千円、そのうちの2割は県がみますけど、後1割は、千円は本人が払いなさいよという制度です。それまでは全部定額制、500円という形だったんですが、それを一気に1割に増やしていったというのが制度です。で、本来福祉医療制度の下で、定率制という1割負担とかいう、そういう形が果たして本来あるべきかどうかという問題だと思うんです。で、現在、その邑南町が非常に素晴らしい町独自の福祉医療制度を存続しているというのは、これは定率制ではなくて定額制で踏ん張っているところに、一番大きなポイントがあるんです。その点では、まあ、いわば福祉医療というのは普通これまで老人医療や乳幼児医療、心身がい害者の医療、母子家庭医療などが含まれています。そういう中で邑南町で例えば乳幼児医療は永続的な制度として続けているではありませんか。なんでこの福祉医療制度の、この障がい者の皆さんに対する医療制度やこうした問題については1年1年見直しなのか、理由がなぜ経済状況によるのか。そうではなくて本来この邑南町が持っている町独自の素晴らしさを生かしていくためには、あのう、定率制ではなくて定額制でこの制度をきちっと存続するということが大きな県に対するメッセージの発信になるんじゃないか。これをうちはやってるんだよ。だから県も考え方を改めて定額制に戻しなさいという、その方にしなきゃいけないんじゃないかというふうに思うわけです。で、まあ、結局その平成17年に島根県が福祉医療制度に定率制を持ち込んだ、最も大きなものは、原因は、当時の小泉構造内閣で社会福祉構造改革が行われて何でもかんでも市場に任せれば良いという、市場化の議論の中で医療のサービスを受けるんなら、その一定割合を払えという定率制の考え方だと。だから、しょ、例えば障害者自立支援法でも、収入がないのにいち、いちやの、1割の負担をしなさいということで、大問題になった。そういうことを今見直そうというふうに流れがいつているときです。ですから、やっぱり私は1年ごとの見直しではなく永続的な制度として、この制度に続けていくということを、町長としてはしっかり方向性をもって欲しい。その足場があってこそ、初めて県に対しても見直しをしろ、してくださいと。で、この福祉医療制度は基本的に国は負担してないわけですね。だから県がやってくれるかどうかが一番大きな問題だし、財政的な要因も県がやってくれば町も負担が減るわけです。そういうことを含めて、町長いかがでしょうか。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、あのう、この制度の、町独自のものについては大変、まあ、評価をしていると、まあ、こういうふうに、まあ、いただいたわけでもありますけども、まあ、あのう、この制度の成り立ちから考えますと、私も議員が仰るようにやはり定額が、私は一番良いんじゃないかなあと、まあ、思っています。そのことは一致するわけでもあります。で、本来やっぱりこういう制度については、まあ、国は無いと仰いましたけども、まあ、国も県もあわせてですね、やっぱり全国一律でどう考えるかということだろうとわ、私は思うんですね。で、それができないから何か

も町でカバーしなさいよってという話にはならないと思うんです。それは、まあ、経済状況もあり、あるでしょうけども、非常に財政状況に厳しい市町村がそれを永続的にやっていくというのは非常にまた問題もあるわけでありまして。だから、まあ、どっちが先ということはありませんけれども、やっぱり町のスタンスとしては1年1年見直しをしながら、これは当然県がやるべきものだということをしつかり訴えて行く方が私はベストかなあと、まあ、こういうふうにするわけでありまして。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 島根県でも福祉医療制度で全く何もやってない町村も実際あります。で、まあ、そこはその問題として、邑南町としては頑張ってる中で、例えば同規模の町村でみると、あのう、受診件数と現在の人口、あのう、例えば障がい者の方だとか、高齢者だとか、そういう割合は殆ど同じですから、そういう中で福祉医療制度で実際受診してる件数を、その数値のデータを出すとですね、邑南町は、あのう、平成20年の10月の人口で受診件数を割りますと0.56になります。で、同じような人口の奥出雲は0.389、東出雲0.32とかぐんとその受診率は違うんです。つまり、邑南町はこうした制度で頑張ってるために、あのう、安心して病院へ行けるんです。逆にもしこの制度を止めたら大きな受診抑制がかかって、掛かってくるということははっきりしてるんです。データ的には、で、そういう意味でも私は是非踏ん張って欲しいし、この9月議会に島根県議会で、共産党の尾村県会議員が質問した時に、溝口善兵衛知事は、福祉医療制度助成の見直しにつきましてはこうした国の医療福祉制度の見直しの動向を見極めながら適切に判断していきたいと、もちろん議会の皆さまと相談しながら考えていきたいという答弁をしております。これは、あのう、県知事の答弁としては非常に前向きな答弁だというふうに思うんです。で、各党派とも相談して見直しを掛けていくということですから、あのう、そういう意味では大いに、まあ、プッシュする時期だと、押していく時期だということで、毎年毎年うちは見直ししてるけど、是非戻してくださいじゃあなくて、私とこは永続的な制度としてこれ頑張っていきますと、大事ななんです。ですから、一つ県も見直してくださいということの方が遙かに迫力があるんじゃないでしょうか。そのように考えます。この邑南町でも、これは平成17年のデータですけども、高齢者の皆さんや知的障がい、身体障がい、重度、障がい重なっている重度障がい、それから母子家庭含めて、当時現在でも数値はそんな変わらないと思いますけれども、福祉医療の対象者の方は600人を超える方々です。この方々にほんとに永続的に安心して医療が受けます、受けれますよと、邑南町におる限りはっていうメッセージを是非町長は発信していただきたい、ということで再度答弁をお願いします。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) したがって、まあ、あのう、県に対して要望するわけでありましてけども、まあ、1年1年はともかくとして、まあ、私が町長をやっている間は続けてやっていきたいという思いをですね、県に述べて、だから県がやるべきであるというようなメッセージを伝えていきたいなあと、まあ、こういうふうに思っております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 是非、長く町長をやっていただくようによろしく申し上げます。それでは次に2番目の問題に入りたいと思います。2番目の問題は学校給食についてです。平成21年度

は、あのう、様々な議論を積みあげた中で、値上げを見送られました。町が、あのう、材料費高騰の半分を負担し、また教育委員会も内部努力をしながら、それを吸収していくということで対応されたと思います。県下の多くの町村が、材料代が上がったから、何が上がったからということで、一斉に一気に値上げしましたけれども、今デフレスパイラスの中で、ばい、デフレスパイラスの中で、また小麦も値段が下がりましたし、そうしたいろいろな形で下がってる中で、上げるときには一気に上げるんだけども下げるときには、あのう、だんまりなんですね。正にそういう意味では学校給食費っていうのは公共料金です。上げるときにはいろんな理由を言うけれども、下げるときにはずうっと黙っていると、そういう意味ではこの邑南町も踏ん張って貰って、今年上げないで頑張ったというのは非常に私は評価したいと、この点でも高く評価します。で、そういう中で、じゃあ来年はどうするのかということが出てくると思います。確か今年度においてはという表現だったと思いますので、22年度は学校給食費についてはどうするのかと。で、具体的に、あのう、その考え方とあわせて、当時私も政策的な提言として、お米、学校給食に使っている米飯給食に使うお米については、当時県の学校給食会を經由して、購入してるということでありました。で、実際には瑞穂地区の原村の低温倉庫にあるお米が、あそこで精米センターで精米されて、学校給食用米穀というビニール袋に入れられて、で、各学校の給食会に配達されているというのにも拘わらず、仕切り書とか納品書とかだけはグルッとその全農島根から県学校給食会へ通って、そして、邑南町の学校給食会へ請求がくるという形になってると、それだけ無駄な経費じゃあないかと、節減できないかという話をしました。それから2番目には地元産の、地元で生産されている牛乳を飲ましてあげたいと子ども達に。そういう点で学校給食が現在、中酪だとか、よその酪農、乳業メーカーの物が入っておりますけれ、けれども、この地域の酪農家がほんとに朝早くから夜遅くまで頑張ってるって作ってらっしゃる牛乳は飲ませられないんだろうかと、この点での検討はどうだろうかとという二つを具体的に提案しました。この3点について答弁をお願いいたします。

●三上学校教育課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上学校教育課長。

●三上学校教育課長(三上俊二) 3点について、お答えさせていただきます。まず、値上げの件で、食材費の値上げの件でございますが、今議員のご指摘のとおり本年度は、見送りを、一部公費負担をして見送っております。現在の状況でございますが、物価的に4月が、19年度と比べまして、まあ、20年度も概ね10%上がりました。で、現在21年度でございますが19年度と比べまして、4月が10%、6月が9%、9月が7%というふうに上昇のまま推移しております。今後のことでございますが、今後は更にまだ価格動向を見極めまして、学校給食審議会等に諮りながら、また来年度どうするかということは、また検討したいと思います。ただ、この値上げを見送りました一因としましては、厳しい雇用情勢、経済情勢ということで見送ったわけですが、未だご承知のとおり経済雇用情勢はそのまま厳しいものがあると承知しております。2点目の米の流通に関する、購入に際する検討ということでございますが、議員、あのう、言われましたように米は100%地元の米を今購入しております。そして、島根県学校給食会を通じて現在購入しております。これは1kg当たり336円でございます。この336円の価格には、倉庫、保冷などの保管料や輸送代が含まれております。しかし市販価格にしますと450円でございます。この流通の見直しに関しましては、生産者価格に、精米価格にしますと、生産者から推移しますと1kg当たり257円であるかなと、取引するというふうに考えております。それに倉庫、保冷などの各経費をあるいは輸送代を含めると果たしてどのぐらいの取引価格になるかというのは本格的に今、ちょっと調査

しておりません。この件に関しましては、学校給食会を通じ、通じないで地元農協も含めて、例えば法人組織の入札等ということも考えられますので、ただ価格面で336円より安くなる可能性があるかどうかは分かりませんが、ない、安くなる可能性もあるのではないかとということで今後調査研究して、さしていただきたいと思っております。3点目の牛乳の件でございますが、これも先ほど長谷川委員、議員、あのう、言われましたように地元の邑南町の牛乳と申しますか、邑南町内で生産された牛乳はすべてグリコ、広島県の八木、八木の方に運びまして、そこで生産され販売されております。現在学校給食ではクボタ牛乳と県内に事務所があるのはクボタ牛乳でございます、そこから購入をしております。価格に関しまして200ccパック44円ということで、その県より国より補助が出ておまして、大変安く購入しております。もし、地元産の、邑南町の牛乳を学校給食の方で購入するということになりますと、いくつかの課題があります。まず、広島の方の工場、地元産と分離する生産システムが、導入果たして可能であるのかあるいは、それが可能であった場合は、その加工代、紙パック代、輸送料が掛かります。200ccのパックをまた製造、新たに生産工程に組み込まないけません。そういうと果たして今現在44円程度で、購入しております価格、どれだけ近づけるかと、間違いなくやはりちょっと関係業者に聞きますと、60円か70円ぐらいするのではないかと、まあ、ほんとに、あのう、本格的に調査研究してませんが、まあ、高くなることは確実で、一つ価格面で困難ではないかというように考えております。そういうことを申しあげまして、お答えとさせていただきます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) ええっと、お米の問題についてですけれども、あのう、かつて質問したときには、県の学校給食会を通さなければいけないというふうにあったと思いますが、その点についての見解がどうなのか、もう、もう一度その点だけ確認します。

●三上学校教育課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上学校教育課長。

●三上学校教育課長(三上俊二) 問いあわせてちょっと調査しますと、県の学校給食会を通さなくても、購入は可能であるということで承知しております。ただ、入札した場合、ええっと果たして農協とどのような業者になるかは分かりませんが、とにかく学校給食会を通さないで購入はできるということで承知しております。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、かつてはその学校給食会を通さなければならないので、その値段だという話でした。で、今聞けば通さなくても良いということでございますけれども、あのう、それがやっぱり一つのネックになっていたと思うんです。で、その点では、あのう、一つ突破できたかなというように思いますけれども、なぜかという、あのう、政府米を学校給食にまわしても補助が無くなりましたし、それから、あのう、日本学校くうしょ、給食会というのも無くなりましたし、県学校給食会を無理に通す必要もないということになってきておりますが、実は先ほど336円、現在学校給食会から仕入れているお金が掛かっているという話でした。これ消費税掛けて、ですよ。だから消費税前が320円だと思うんですけれども、この320円のお米を作るために全農島根の県本部へお伺いして、話聞いてまいりました。いくら物、もの、元の値段ですかっということ。で、1万5千円、60キロ1万5千円で、それから大阪までの運賃分を引いて、要す

るに市場価格ですから、それ引いて、更に紙袋代足して、学校給食の場合安くサービスしているので200円引いてということで、キロ当たり玄米で242円です。で、これが336円に、320円ですね。あのう、に化けていくわけですね。な、中身は大変大きな金額です。で、まあ、当然これは玄米ですから、輸送だとか包装容器代金、精米加工賃というのがあります。で、折角地元の農協を使っていたらとるんだけど、あのう、地元のお米を使っていたらおるんだけど、あのう、JA島根に今はいっとるお金っていうのは、平成20年でいうとキロあたり輸送料が13円、精米料が8円です。21円ですね。だから、2百、精米計算して、玄米の242円は精米計算して268円ですから、268円に22円ですか、290円。40円、30円近くはどっかへいってるわけです。これが県の学校給食会に入っていくわけです。ずうっとこれまで、その通さなくても良いのは分かってるのにずうっと払ってたわけですよ。邑南町の学校給食会は。いつから通さなくても良いというのが分かりました。

●三上学校教育課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上学校教育課長。

●三上学校教育課長(三上俊二) 今回問い合わせまして、判明いたしました。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、だいぶ前からこの問題、私言ってたんですよ。なんでそういうペーパーでグルグルグルグル回して、そういうところへお金がまわらにゃいかんのかと、あのう、保護者の皆さんはそのために金を払ってるわけじゃあないんですよ。ですから、厳密にはお金でということで、で、今回県の学校給食会にも問い合わせをしたりいたしますと、島根県で米飯給食をしてる学校のお米の取扱量の県の学校給食会が使ってるのは6割しかないんですよ。あと4割はもう、違うんです。だからその分、1年2年遅れてるんですよ。この邑南町は情報が遅れて、そして今回調べて初めて分かったと、で、今年の実は、あのう、8月に産業建設の委員会で今治市を視察しましたら、あのう、今治市でも、あのう、愛媛県の県議会でも、あのう、そういう議論がされて、一昨年ぐらいに、もう、県の学校給食会を通さなくても良いんだよということももう答弁されてました。で、あのう、法律がそういうふうにとんどん今変わってますから、あのう、まあ、いわば見直しをしなさい、見直しをしなさい、もうその点は通さなくても良いんですよといってるにも拘わらず、なかなか調査もしないしズルズルズルズルときて、そして今やっと分かったと、この度通告、質問通告出してですね。調べて。いや、強制はしてませんよとか言われて、あっ、そうだったんですかみたいな話になってるという実態を教育長はどのようにお考えですか。それから牛乳の問題ですけれども、あのう、値段の問題で安いということを仰いました。で、邑南町では議会と執行部ではいろいろ努力しながら、来年の3月議会では、地産地消の推進条例を作っていきたいなということで、今皆さん大変努力されていらっしゃるんですよ。で、そういうような状況の中で、ただ値段が安いからだけで、クボタ牛乳という、クボタ牛乳だったですよ、あのう、で、良いのかどうかという点について、もう少し立ち入ってどういう調査してるか、あのう、お伺いしたいと思いますが、県内産でないといけないわけでしょうか。そうした点含めてもう少し詳しい調査結果を教えてください。

●土居教育長(土居達也) 番外。

●議長(三上徹) はい、土居教育長。

●土居教育長(土居達也) お答えですけれども、米のいわゆる地元でないといけないじゃあなくて、通

すということについて、これについては調査不足だったということについてはお詫びを申しあげたいと思います。それと牛乳のことですけれども、県内でない、県内でなくても良いではないかということではなくて、県内が望ましいと思います。それから、なおかつ地元産である方が望ましいと思います。で、地元産の牛乳を使うためにはですね、今先ほど課長が言いましたように、今グリコ牛乳の方へ、まあ、あのう、は、グリコ牛乳へ地元産は行ってます。で、この地元産を要するに地元で加工する場所を探さなきゃいけないということを、今検討をしております。で、まあ、あのう、それが科学的にどうなのか、あるいは、いわゆる栄養素としてどうなのかということについては、今後課題だというふうに思っております。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 学校給食の、そのお米の問題については去年の12月議会でもだいぶ議論しましたし、6月頃から含めて、といえは1年半ぐらい経ってるわけですね。で、学校給食の、あのう、これまでは先ほど言いましたように、あのう、政府米の取り扱いが新食糧法ができて、県の学校給食会が自由に買えるようになってきたのが平成12年です。そして、平成18年には県の学校給食会の県給食会業務処理基準が廃止されました。それぞれの県独自で考えてくださいよってことになりました。そして、平成18年4月には、あのう、まあ、現在でも脱脂粉乳を使っておるところがあるんですけども、脱脂粉乳についても取り扱いが指定物資から外されました。要するにこの頃にもうずうっと変わってきてるんです、流れが。だから結果的に今みたように、県内の6割は、4割はもう県の学校給食会通ってないわけですね。だから1年半どころじゃなくてもっと早い時期から動きが、こうあったはずなんです。だから、その間だけでも、まあ、いわば、まあ、私から言わせれば余分な金を払っていたわけですから、この点はやっぱり今後気をつけて欲しいなというふうに思います。で、確かに学校給食会で牛乳について、が、学校給食の牛乳について邑智地域は、あのう、補助、補助金がありますよね、県のね。200ccで1、1.95円が離島辺地に対する支援としてありますが、で、あのう、島根県の学校給食用牛乳供給実施方針というのを、取り寄せていろいろみましたが、まあ、その中には県内産100%とかいろいろあります。で、ありますが、実は、あのう、県内業者に限っているわけではないし、その邑智郡の牛乳が使われてるんなら、ね、県内業者に拘ってるわけでもありませんよという話はございました。ただ、グリコは学校給食へ牛乳を納めたいという申請をしてないんですよ。元々。この島根県では。だから今4業者だけなんですね。県内で。牛乳を、あのう、元々平成5年には20工場あったのが、現在9乳業メーカー、9社に減って、そのうち4社が今、あのう、学校給食へ牛乳を入れてるようです。で、ハセップの承認が今ありますから、まあ、そういうことも含めてでしょうけれども、で、私が言いたいのは、あのう、クボタにいろいろ聞き取りをしましたっていう話ありましたが、あのう、そういうことまで含めて、邑智郡では、まあ、これだけ、邑南町だけではできないと思いますけれども、邑智郡だとか大田、邑智郡だとかの区域で、学校給食の牛乳を地元の物を使って欲しいんだけど、どうなんだろうかっていうグリコとの話し合いっていうのはされたのかどうか。で、元々大田にグリコの工場ありましたが、広島に統合されちゃったんで県内業者でなくなったわけですね。元々そういう意味ではグリコが入ってたんですね。で、そのへんでは話し合いはどのようにされているかということ、次お伺いしたいと思います。

●三上学校教育課長(三上俊二) 番外。

●議長(三上徹) はい、三上教育課長。

●**三上学校教育課長(三上俊二)** グリコに関しましては、今のようにこうしたいんだがどうであろうかという本格的な協議はしておりません。ただ、分別することが可能であろうか、どれぐらいの値段だろうか、もうほんとに概略的なことしか話をしておりません。ということでお答えとさせていただきます。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** あのう、お米の問題についても、また牛乳の問題についても、あのう、分かったと思いますが、本格的には、例えばJA島根おおちと県内、あのう、学校給食についての、お米について直接納入する形で値段も安くしてくれないかというようなこと含めて、月に7.5トンぐらいの使用量だそうですから、邑智郡と桜江入れて。あのう、そういう話し合いを真剣にやっぱり積み上げていくということ、牛乳についてもですね、そのことが求められるんだと思うんです。議会前にちょこちょこっと聞いてみて、ああっ〜とかいってやってるような姿勢ではほんとに変えていくというのが見えないんです。その点について再度、あのう、強く要望してお米についても現在直接、あのう、県の学校給食会通さなくて良いと、全農通さなくても良いことになってるわけですから、その点で、対応していくように考えて欲しいし、牛乳についてもそういう研究を具体的に、グリコが邑智郡と大田市はグリコへもっててるわけですから、あのう、そういうことをほんとに話し合うと、で、どうしても話し合いがまとまらないんなら仕方がないけれども、そこまでやってないでしょ。今ね。ですから是非それを詰めて、あのう、詰めていって欲しいなというふうに思います。次に3番目に特定健診の問題、癌検診の問題について質問に入りたいと思います。この問題では、あのう、9月議会でも、あのう、取りあげて人間ドックへの補助について戻して貰えないかっていう話をしていたところでございますけれども、あのう、まあ、通常特定健診というのはいわばメタボリック検診と言われる部分ですよね。だからこれ皆んな受けなきゃいけないし、で、問題は特定健診の実施率だとかそれに基づく特定保健指導の実施率が平成24年までにどれだけ増やしたか。また平成20年に比べて平成24年のこの5年間でメタボリックシンドロームの該当者を、と予備軍をどれだけ減らしたかという具体的な数値によって、いわば、あのう、後期高齢者の支援金の加算減算が行われるわけですよね。で、後期高齢者は、あのう、民主党の政権合意では即刻廃止ということになっておりましたけれども、あのう、新しい医療制度を含めて4年程度はまだ続くとか言ってますから、その期間には、その具体的にお金の出しようが変わってきます。で、一方、癌検診の方については、健康増進法に基づいて癌対策基本法に、と、二つで、まあ、これを50%超えていくという数値を設定していかなきゃいけないということになって、この二つが、まあ、今セットでこう動いてるわけなんです。で、そこで私が9月議会で、主張した論点というのは、この二つがセットで動いているので分かりにくいんですけども、人間ドックの支援を減らしてから、若い人が受診するのがぐっと減ったと。で、さっき言った癌検診の問題では、あのう、特定健診を含めて集団検診では町の財政負担が多いと、で、人間ドックの方は負担を減らしたために、町の財政負担が少ないと、で、だけど全体では受診率を両方とも上げなきゃいけない。そのためには人間ドックをもう少し補助を増やしてそっちへ誘、若い人を誘導した方が受診率は上がるんじゃないかという論点だったわけです。で、現在のその目標、癌検診について目標50%への現状と課題。更にですね、まあ、一応市町村は、あのう、癌検診についても、あのう、特定健診についても国保を対象になってるわけですけども、国保というのは、まあ、他の健康保険もそうですが、絶えず人が異動するわけですよね。だから町全体でみたときには邑南町の企業の協会健保だとかそういうのも

含めて受診率だとかそういう動向とあわせて見とらないと、あのう、絶えず数字がこう、リンクして動いてくるということがありますので、そういう対象、町の対象者として人以外の状況はどうか、という2点について、先ず、現状を聞いて、問題点をお互いに探っていきたいと思います。

●**大矢保健課長(大矢輝美)** 番外。

●**議長(三上徹)** はい、保健課長。

●**大矢保健課長(大矢輝美)** それでは、あのう、9月議会に引き続きまして、現状ということで、簡潔に述べたいと思います。まず、あのう、目標50%とへということで、特定健診受診率は現在40.6%でございます。計画によりますと22年度は50%に設定をしております。国では24年度に癌検診を50%に全国ということになっておりまして、現在18年度では、概ねクリアした検診もございますが、その後ドック等見直しをしまして、非常に、あのう、先ほど議員仰いましたように、若い方の受診が減少しているのは現状でございます。まあ、中でも、あのう、県内では非常に、あのう、胃癌、大腸癌等は受診率1位というところも、まあ、これまではございまして、その中で評価されてきたものは、非常に若い方が少ないけれども県内では非常にトップクラスであると評価をされておりました。まあ、それは、あのう、ドックにやはり力を入れてきた成果と考えております。まあ、その後法改正とか負担金の見直し、ドックの受診率が国保のみになったというふうなことで、現在非常に、あのう、59才以下の方は特に減少しているのが問題でございます。その課題に対しまして、やはりどうやって若い方の受診率を上げていくのかというのが非常に大きな課題になってきております。50%を目標設定にいたしますと、だいたい60才以上は概ね、あのう、癌検診、特定とも到達しているものがたくさんございますが、40から59才殆ど、20何パーセントというところがございます。まあ、その対策に、やはり事業所が全て、あのう、ドックに変わるような当座の検診がされていない状況がございます。まあ、そのあたり事業所と連携しまして働く方の受診しやすい体制づくりを町とすれば今後考えていきたいと思っております。それと、あのう、企業と、その連携をしていこうというその実態でございますが、これまでは、あのう、公社等の状況報告を受けましてほしい把握しておりましたが、20年度法改正の中で、協会健保もやはり保険者として、医療費を下げていくということでかなり積極的な取り組みがされております。それにつきまして、あのう、9月の定例会でもご説明いたしました、事業所の実態調査を現在121事業所、千92人の方に事業所と個人との実態調査を商工会の協力を得まして実施中でございます。1月には集計をしまして、2月には健康長寿邑南推進会議で多くの住民組織代表の方に出たいておる会議でございます。その中での検討をしていきたいと思っております。で、これは、まあ、あのう、商工会を通じての調査でございますので、商工会加入の方が主体です。まあ、それにあわせてちょうど県の、労働局サイドの方の調査も現在県としても、まあ、法改正の動きの中で事業所実態調査が9月から実施されて、現在分析中と聞いております。これをあわせると概ねかなりの事業所が把握できるものと思っております。で、現在、あのう、協会健保ではやはり助成をかなりされまして、あのう、事業所の方で癌検診セットしてやっておられるところも、まあ、徐々に増えてきております。まあ、そのような現状でございます。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** 議長。

●**議長(三上徹)** はい、長谷川議員。

●**長谷川議員(長谷川敏郎)** あのう、よく考えなきゃいけないと思いますのは、その先ほど申しました、あのう、特定健診と癌検診が私たちも含めて、こうごちゃごちゃになってるんですね。で、そのへん整理せないかんということで考えますと、あのう、特定健診、メタボ健診の方は現在は40

%でクリアしています。ところがこの町の計画でいうと、21年度45パー、22年度50パー、23年度55パー、24年度65パーということで最終的には65%に24年にもって行くという計画です。ですから、受診している人の数で考えますと、推計対象者で考えますと、だいたい対象者は同じぐらいなんですけど、受診者の数は現在よりも600人近く増やさなきゃいけないんです。600人近く。で、全国目標は受診率70%ですが、国保は低くて65パー。で、最終年度の23年から24年は一気に1割、10%アップの目標を掲げているわけです。で、このままではこれうまく進まない。今までは何とかこのやってきた数字だったんだけど、現状から更に600人新たに増やすという手立てがどうとってあるのかということについてはないんです。で、その結果ですね、単純に言いますと、まあ、制度は変わるでしょうけれども、後期高齢者医療支援金の加算減算の加算の方で10%やられますと、そして、1千200万かな、ぐらいか、1千2、3、2、3百万のお金がうわにいます。支援金として。で、その間に充分例えばどうせ特定健診に行っても、メタボで叱られるだけだからいかんという人もあるんですよ。あのう、そういうのはいらっしゃるんです。で、そういう方に行って貰おうっていう形になってきますから、今度は600人の中に、そうすると発見されて、で、それをこの5年間、5年間で10%減らさなきゃいけない。減りますか。では、そういうことを含めてこの600人増の対策はどうされているのかということがあります。それからもう一つはその癌検診の方で50%クリアという問題で、先ほど課長も確かに、その年配の方はね、比較的集団検診とかこうずうっとある分に行って、時間融通が利くのでクリアしてるんです。ただ若い世代が59才以下への、まだ働いてる世代のところで低いんです。その対策をどう取るかということで、課長からデータを一貫しましたが、子宮癌検診は島根県で1番、大腸癌検診は島根県で1番、肺癌検診は、これはちょっと悪いんですね、4番。それから大腸癌検診は島根県で1番です。非常に素晴らしい。これ以上前に行くことができない数字です。ということは結果的にどうなるかということ、後は下がるばかりです。で、なぜかということ、それは、あのう、今年の3月にですね、市町村における癌検診の受診率の算出についてという、あのう、厚労省から通知が出ました。で、それは何かということ、各町村が勝手に受診率の対象者が何人かいうのを自分でそれぞれ決めてるんです。で、うちは高い、うちは低いって、それでは駄目だと同じ数字にしましょうという形になったんです。で、そのデータが、現在使ってるのは今一番新しいのは平成18年、ね、先ほどのデータ平成18年なんです。で、それは17年の国勢調査のデータに基づいてこれから行きましょと、で、来年平成22年の国勢調査がありますけれども、まあ、結果が出るのはまだ24年、翌年、翌年ですから、底落ちと確定値含めると、ですからこの20、平成24年ぐらいまではこの平成17年の数値が動かないんですね。動かない中で先ほど仰ったように平成19年に邑南町は人間ドックの補助を減らしました。だから人間ドックが、先ほど課長の答弁でもいうように、この県下1位の癌受診率の最大の要因は、当時平成18年には人間ドックに790何人、800人近くが利用してるんです。だから県下のクリアだったんですね。ところが平成19年は国保だけに対象を絞り、数も300人に減らしましたから、ガクッと落ちてる。ということはこの県下第1位のトップクラスは、町長、維持できないんですよ。これを維持するためにどうしなきゃいけないか、このことも基本計画で指導を受けてるわけです。そういう意味では特定健診についても、600人をどう増やすかという具体的手立ても、それから癌検診の県下トップクラスだという、この誇るべき結果を維持するためにも対策を取らなきゃいけないんだけど、で、その一つの方向が人間ドックの応援を、その全く昔の元へ戻して1万円出せば良いよっていうわけにはいかないだろうけれども、少し折り合うところがないでしょうかということ提議してる

わけでございます。いかがでございましょうか。

●石橋町長(石橋良治) 議長。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●大矢保健課長(大矢輝美) 番外。

●議長(三上徹) はい、保健課長。

●大矢保健課長(大矢輝美) 先ほどの、あのう、計画に基づく増加の手立てでございますが、具体的なものは先ほど議員仰いましたように、あのう、計画の中にも述べておりますのはやはり受診しやすい体制をどうつくるかということで、一つに、あのう、医療会委託のドックをどうしていくかということと、あのう、事業所に勤めておられる方の受診をどう行政ができないところを調査に基づいてやっていくかというところが、まあ、対策として計画の中に掲げております。で、その中で、あのう、22年度中間に特定健診計画の中間評価をするように、計画書の中に書いておまして、そこで、あのう、具体的に地域の方々、いろいろ声を聞きながら健康長寿おおなん推進会議等も使いながら方策を考えていきたいと思っております。以上でございます。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) 長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) あのう、先ほど教育委員会にも厳しく、あのう、申しましたが、あのう、結局さ、今回の、今の答弁も22年度のローリング、まあ、これは当初から決まってるんです。3年ごとの見直しというのは。で、ローリングで見直しをしたいというふうに仰いましたが、これは逆にいうと先ほどの600人を増やすとか50%を維持するというクリアして守っていくということについての手立ては今のところないということですね。今計画が、今対策があるんならあるということになります。来年に見直して考えましょうということですから、今対策はないということですね。これではいかんじゃあないかなと、折角こっちは指摘しとるわけです。なぜ、なにか対策をとりなさいと、いや来年に考えますでは、これ議論にならないと思うんですが、で、改めて財政問題の角度からも言いますと、現在人間ドックの場合に、男性では3万7千円ぐらい掛かっていますが、そのうち1万円を本人が負担して2万7千円、2万7千円を本人が負担して、1万円が財政、町が応援していただいています。女性の場合4万3千円ぐらい掛かりますが、そのうち3万3千円を本人が負担して1万円を町が応援と。で、逆に集団の方は男性の場合、1万9千円ほど掛かるんですが、そのうち本人負担が2千800円、町が1万7千円、1万6千なんぼですか。で、女性の方は、あのう、3万1千円ぐらい掛かるんですが、そのうちの5千700円が本人負担であと町がもつとる。つまり集団検診の方が町がもってるのが多いんです。で、現在の状況で今いうと、集団検診でこれ以上受診率をあげたり、50%クリアしていくのがなかなか難しいということのはっきりしたと思うんです。そうすると若い世代を受けやすくするためには一日で全部終わってしまうと。集団検診の場合、何日、何日、何日いうて、こう最低でも三日四日かかるんですね。で、そのときそのとき休んで検査受けるのは大変なんです。で、人間ドックならパンと一日に決まったらそれであらかじめ休みも取れるし、検査も終わるわけです。先ほど言いましたように50%のクリアしてきたとか、それにほぼ近い県下トップの癌検診の受診率を維持したのは先ほども答弁があったように人間ドックが大きな影響をもつたんです。ですからこの人間ドックの本人負担が、の方が多いのを少し調整をしてもう少し応援を増やしていただいて、若い人が受診しやすい方向へ流れを、舵を切ってもらえないかということをお私提議してるんですが、先ほどのことも含めて町長答弁をお願いします。

●石橋町長(石橋良治) はい。

●議長(三上徹) はい、石橋町長。

●石橋町長(石橋良治) まあ、仰るようにですね、地域で集団検診やってる助成額と、いわゆる一括で収まる人間ドックとの、その額が違うということは、まあ、そのとおりであります。したがって、その差が、まあ、粗々で言いますと、ざっと1万円ぐらい違う。そいじゃあ、そのドックの方に集団検診にあわせて助成額として更に1万円を上乗せをするかというような、まあ、議論もあるでしょうよね。で、そのへんはやっぱり慎重にやっぱり検証してみにゃあいかんというふうに思います。例えばですね、あのう、助成額を引き下げた平成19年度がですね、59才以下の方の受診者の割合というのが43%なんです。しかしながらこの数字ちゅうのは16年度43.4%、多い、多いと言われとった、まあ、数字とほぼ一致するわけです。確かに20年度21年度と下がっているでしょうけども、それがほんとに何が原因なのか。その間、まあ、国保ということで絞られ、あとは事業者、それぞれやっている。そのあたりはしっかり検証してですね、課長が言ってるように、我々がほんとに癌は恐ろしいものですよっていうところの啓発、これがまだ不足しているかもしれませんし、そのあたりを事業者も一緒になってやっぱり啓発も含めて検証してみることが、先ず先ではないかなと、額ありきではないというふうに私はまだ思っております。しっかり議論しながら詰めていきたいと、まあ、こういうふうに、まあ、思うわけであります。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 議長。

●議長(三上徹) はい、長谷川議員。

●長谷川議員(長谷川敏郎) 町長もやっと集団検診と人間ドックと、町の負担のあれが逆転、逆転というか、あのう、違うんだということを理解していただいて、あのう、9月議会にはそんなことはないというふうな話でしたが、あのう、やっと理解していただいて、動きが分かり始めていただいていると、これは、あのう、前回よりもだいぶ前進ですから、あのう、慎重に検討していただいた結果は私が言ったような形に落ち着くのが、あのう、はっきり見えてますから、その方向でやっていただきたいと思います。で、あのう、先日もほんとに、あのう、50、60代の方で、あのう、検診に行ってなくてほんとに、あのう、亡くなられた方ってのがあります。で、やっぱし、あのう、発見が手遅れだったなあとということで、いう人のことをよく聞くんです。で、やっぱし検診を定着化させる年代っていうのは40代からが一番効果が高いって言われています。ですから、その世代が、まあ、やっぱし絶対的に先ほど言った数字でも減ってるんです。まあ、まあ、数字がね。だからその世代を引きあげることをどう考えるかっていうことを是非前向きに受け止めて、答弁した後もにこにこなさってましたから、前向きにいくんだらうということ期待して私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

●議長(三上徹) 以上で長谷川議員の一般質問は終了いたしました。以上をもって、本定例会に通告されておりました一般質問はこれで全て終了をいたしました。ここで休憩といたします。再開は11時25分といたします。

—— 午前11時15分 休憩 ——

—— 午前11時25分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

日程第3 請願の委員長報告

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。日程第3請願の委員長報告を議題といたします。平成21年第4回邑南町議会定例会において、請願第1号農地法の改正に反対する請願の審査が産業建

設常任委員会に、また本、本議会定例会において、請願第5号日米FTA交渉は行わないことを求める意見書提出を求める請願書の審査が産業建設常任委員会に、請願第7号県の福祉医療費助成制度の定率、括、両括弧、応益負担を廃止撤回した、撤廃し、定額負担に戻すことを求める意見書の採択の請願の審査が教育民生常任委員会に付託をされております。この審査結果について委員長の報告を求めます。始めに、請願第1号農地法の改正に反対する請願について報告をお願いいたします。はい、日高學産業建設常任委員長。

(委員長登壇)

●**日高委員長(日高學)** 請願第1号について産業建設常任委員会から委員長報告をさせていただきます。平成21年12月18日、邑南町議会議長三上徹様。産業建設常任委員会委員長日高學。請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので会議規則第93条第1項の規定により報告します。記、請願審査報告について。受理番号、請願第1号。付託年月日、平成21年6月10日。件名、農地法の改正に反対する請願。審査の結果、不採択。委員会の意見、この請願は農民連邑南センターから提出されたもので平成21年4月、第4回邑南町議会定例会で本委員会に審査を付託され、その後継続して審査していたものです。請願の趣旨は、国において審議がなされている農地法の一部を改正する法律案を廃案とするよう意見書を政府関係機関に提出する、することを求めたものです。しかし、この法律案は6月17日国会において可決成立、同月24日公布後の、12月15日に施行となっています。そのため、この請願については不採択とすべきものであるとの意見で一致しました。以上でございます。

●**議長(三上徹)** 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** はい、無いようでございますので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

●**議長(三上徹)** これより、討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** 無いようでございますので討論を打ち切り、これより採決に入ります。請願第1号の委員長報告は不採択とすべきものであります。委員長報告のとおり不採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手多数)

●**議長(三上徹)** はい、賛成多数。よって、請願第1号農地法の改正に反対する請願につきましては、委員長報告のとおり、不採択とすることに決定をいたしました。続きまして、請願第5号日米FTA交渉は行わないことを求める意見書提出、提出を求める請願書について報告をお願いいたします。日高學産業建設、産業建設常任委員長。

●**日高議員(日高學)** 請願第5号について産業建設常任委員会から委員長報告をさせていただきます。平成21年12月18日、邑南町議会議長三上徹様。産業建設常任委員会委員長日高學。請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告します。記、請願審査報告について。受理番号、請願第5号。付託年月日、平成21年12月8日。件名、日米FTA交渉は行わないことを求める意見書提出を求め

る請願書。審査結果、採択。委員会の意見、この請願は農民運動全国連合会島根邑南センターから提出されたものである。F T A括弧、自由貿易協定は二国間で貿易を自由化するもので、実質上全ての貿易括弧、一般的には90%以上について原則として関税を撤廃するものである。請願の要旨は民主党政権の日米F T A推進路線を見直し、日米F T A交渉は行わないことを求める意見書の提出である。請願は、農業と農村の再生には農家が安心して生産できる価格保障や所得補償を充実し、農産物のゆいゆいに、輸入に歯止めをかけることを求める、求めるものである。F T Aは、食の安全安心や自給率向上をも妨げ、国民の意思に反する行為である。国民の食料主権を保障する貿易ルールの確立が望まれる。本委員会では請願の趣旨、理由を尊重し、意見書を政府関係機関に提出する必要があるとの意見で一致した。措置、請願、願意により政府関係機関に意見書を提出することが適当である。以上でございます。

●議長(三上徹) 以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

●議長(三上徹) これより、討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

●山中議員(山中康樹) 議長。

●議長(三上徹) はい、13番。

●山中議員(山中康樹) 請願第5号に賛成討論をいたします。日本の農業を崩壊すると言われているW T Oファルコナー議長案は米国を中心に開発途上国の反対もあり協議が進んでいないの、いませんが、しかしながら予断を許さない状況でございます。そのような中、民主党中心の政権になり急遽米国との2国間でのF T A協定を推進すると報道があり条件不利地で耕作をしている私たちに多大な不利益を与えるものであります。政府は農家戸別所得補償制度でカバーすると言われておりますが、今だ先がはっきり見えていない状況でございます。仮に10年間で農畜産物関税が無税になりますと、米価が30キロで、が4千円で輸入されることになり、日本の輸入の3分の1を米国より行っている日本は市場で米価余り、米価が余り、日本の米価が下がってくることは懸念をされることとでございます。米国とF T A協定を結べば、その後はオーストラリア始め、輸出国は日本との2国間協、協定を迫ってくることは目に見えていることとであり、断固日米F T A交渉はすべきでは無いということに、よって日米F T A交渉は行わないことを求める意見書提出を求める請願に賛成する討論といたします。

●議長(三上徹) 反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。請願第5号の委員長報告は採択すべきものであります。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(三上徹)** はい、全員賛成。よって、請願第5号日米F T A交渉は行えな、行わないことを求める意見書提出を求める請願書につきましては、委員長報告のとおり、採択することに決定をいたしました。

●**議長(三上徹)** 続きまして、請願第7号県の福祉医療費助成制度の定率、括、両括弧、応益負担を廃止撤回し定額負担に戻すことを求める意見書提出、意見書採択の請願について報告をお願いいたします。松本教育民生常任委員長。

●**松本委員長(松本正)** 請願第7号について教育民生常任委員会委員長報告をいたします。平成21年12月18日、邑南町議会議長三上徹様。教育民生常任委員会委員長松本正。請願審査報告書、本委員会に付託された請願を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第93条第1項の規定により報告をします。記、請願審査報告について。受理番号、請願第7号。付託年月日、平成21年12月8日。件名、県の福祉医療費助成制度の定率(応益)負担を廃止撤回し定額負担に戻すことを求める意見書採択の請願。審査結、結果、採択。委員会の意見、この請願は、島根県社会保障推進協議会から提出されたもので、島根県が平成17年10月から導入した県単独福祉医療費助成制度の定率1割負担を廃止撤回して、定額負担に戻すよう求める意見書の提出を議会に要請している。本議会は、国が平成17年度に財政対策の一環として、失礼いたしました。県が平成17年度に財政対策の一環として福祉医療費助成事業の見直しを行ったとき、定額負担制度を継続するよう、平成17年6月22日意見書を知事に提出した経緯もある。また、障がい者、母子家庭など社会、社会的弱者が安心して医療が受けことができる社会保障制度は必須である。本年、9月議会、9月県議会において知事は、県の福祉医療の定率負担問題について見直しの旨の答弁をされている。本委員会は定額負担に戻すことで制度対象者の負担軽減、自治体の財政負担軽減をするためにも、県の福祉医療費助成制度を早急に定額負担に戻すことが必要であるとの意見で一致した。措置、願意により関係行政機関に意見書を提出することが適当である。以上です。

●**議長(三上徹)** いいよう。質疑ない。あつたごめん。以上で委員長報告は、終了いたしました。委員長報告に対する質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** 無いようでございますので、質疑を終わります。

(委員長降壇)

●**議長(三上徹)** これより、討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●**議長(三上徹)** 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。請願第7号の委員長報告は採択すべきものであります。委員長報告のとおり、採択とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●**議長(三上徹)** はい、全員賛成。よって、請願第7号県の福祉医療費助成制度の定率、括弧、両括弧、応益負担を廃止撤回し定額負担に戻すことを求める意見書採択の請願につきましては、委員長報告のとおり、採択とすることに決定をいたしました。ここで休憩といたします。再開は、1時15分といたします。

—— 午前11時41分 休憩 ——

— 午後 1 時 15 分 再開 —

~~~~~○~~~~~

#### 日程第4 議案の討論・採決

- 議長(三上徹) それでは再開をいたします。日程第4議案の討論、採決。これより議案の討論、採決に入ります。始めに、議案第105号に対する討論に入ります。反対討論ございますか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第105号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第105号町道路線の廃止につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第106号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第106号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第106号町道路線の認定につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第107号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第107号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第107号工事請負契約の変更契約の締結につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第108号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。  
(「なし」の声あり)
- 議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第108号に賛成の方の挙手を求めます。  
(全員挙手)
- 議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第108号平成21年度呂南町一般会計補正予算第5号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第109号に対する討

論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第109号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第109号平成21年度邑南町国民健保、健康保険事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第110号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第110号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第110号平成21年度邑南町国民健康保険直営診療所事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第111号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、賛成、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第111号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第111号平成21年度邑南町簡易水道事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第112号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第112号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第112号平成21年度邑南町下水道事業特別会計補正予算第3号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。続きまして、議案第113号に対する討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、賛成討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。議案第113号に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、議案第113号平成21年度邑南町電気通信事業特別会計補正予算第4号につきましては、原案のとおり決定をいたしました。ここで、お諮りをいたします。ただいま、日高學議員他7名の議員の。はい、失礼しました。ここで、休憩といたします。ここで書類を配ります。

~~~~~○~~~~~

(追加日程の配布)

—— 午後 1 時 2 0 分 休憩 ——

—— 午後 1 時 2 2 分 再開 ——

~~~~~○~~~~~

### 日程の追加 議長発議

●議長(三上徹) それでは再開をいたします。ここでお諮りをいたします。ただいま、日高學議員他7名の議員の方から発、発議第5号日米FTA交渉は行わ、行わないことを求める意見書の提出について。松本議員他6名の議員の方から、発議第6号県の福祉医療費助成制度を定額負担に戻すことを求める意見書の提出について。以上2件の発議が提出されました。これを日程に追加し、日程、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、発議第5号日米FTA交渉は行わないことを求める意見書の提出について。発議第6号県の福祉医療費助成制度を定額負担に戻すことを求める意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

追加日程第1 議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決

●議長(三上徹) 追加日程第1議員提出議案の上程、説明、質疑、討論、採決に入ります。始めに、発議第5号日米FTA交渉は行わないことを求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。10番日高學議員。

(議員登壇)

●日高學議員(日高學) 発議第5号を提案をさせていただきます。平成21年12月18日、邑南町議会議長三上徹様。提出者、邑南町議会議員、日高學。賛成者、邑南町議会議員清水優文。同、長谷川敏郎。同、亀山和巳。同、辰田直久。同、日野原利郎。同、中村昌史。同、大屋光宏。日米FTA交渉は行わないことを求める意見書の提出について。上記の議案を別紙とおりに会議規則第13条の規定により提出します。提案理由でございますが、先ほどの請願審査のうちに報告申しあげ、意見書を提出することが適当であるとの採択をいただきましたので、その旨に基づいて、この意見書を提案するものでございます。朗読をさせていただきます。日米FTA交渉は行わないことを求める意見書。政府においては日米FTA括弧、自由ベ、自由貿易協定の協議を推進しようとしてされている。この協定は日米両国において実質上全ての貿易について原則関税を撤廃しようとするものである。農産物の輸入は増加の一途をたどり、日本の農業経済、経営は存続の危機にある。農家が安心して生産できる条件整備こそが農村、農業農村の再生につながる手段である。日米FTA交渉がなされれば、益々農産物の輸入が増加し、検疫措置も崩される可能性があり、食の安全安心が脅か

されることになる。国民の食料主権を確保するうえで、農産物の自由貿易協定は到底容認することができない。政府関係機関においては、国民の食を守り、活力ある農業農村の構築を図るうえからも日米F T Aの交渉は行わなえ、ないことを強く求める。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年12月18日、島根県邑南町議会。意見書の提出先でございますが、けん、敬称を略して申しあげます。衆議院議長、横路孝弘。参議院議長、江田五月。内閣総理大臣、鳩山由紀夫。農林水産大臣、大臣、赤松広隆。財務大臣、藤井裕久。外務大臣、岡田克也。経済産業大臣、直嶋正行。以上のところへ、この意見書を届けようとするものでございます。全議員の皆さん方のご賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

●議長(三上徹) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) はい、無いようでございますので、質疑を終わります。
(議員降壇)

●議長(三上徹) これに、これより討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第5号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、発議第5号日米F T A交渉は行わないことを求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、政府関係機関に送付をいたします。

●議長(三上徹) 続きまして、発議第6号県の福祉医療費助成制度を定額負担に戻すことを求める意見書の提出についてを議題といたします。提出者の説明を求めます。はい、8番松本議員。
(議員登壇)

●松本議員(松本正) 発議第6号を提案をさせていただきます。平成21年12月18日、邑南町議会議長三上徹様。提出者、邑南町議会議員松本正。賛成者、邑南町議会議員宮田秀行。同、日高勝明。同、長谷川敏郎。同、石橋純二。同、中村昌史。同、大屋光宏。県の福祉医療費助成制度を定額負担に戻すことを求める意見書の提出について。上記の議案を別紙とおりに会議規則第13条の規定により提出します。提案理由でございますが、先ほどの請願審査のあり、ご報告申しあげまして意見書を提出することが適当であるとの採択をいただきましたので、その趣旨に基づきまして、この意見書を提案するところでございます。朗読をさせていただきます。県の福祉医療費助成制度を定額負担に戻すことを求める意見書。島根県の県単独福祉医療、医療費助成制度に定率、両括弧、応益。一割負担が導、導入され、これにより1か月500円だった医療費負担が増大した制度対象者がいます。県の福祉医療と同様、障がいを持つ人たちの福祉サービス利用料に定率負担を課している国の障害者自立支援法や高齢者に定率負担を課している後期高齢者医療制度についても今日の政府与党並びに厚生労働大臣も廃止を表明しており、このように障がい者や高齢者に定率負担を課すること、課することに対して大きく考えが変わろうとしています。県知事は9月県議会において、県の福祉医療の定率負担問題について両かぎ括弧、国の動向を見ながら見直しを考えたい旨の答弁をされており、両かぎ括弧、定額負担に戻すことで制度対象者の負担を軽減するとともに、独

自に上乘せ助成をしている自治体の財政負担軽減するために県の福祉医療費助成制度を早急に定額負担に戻されることを深く、強く要望します。以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成21年12月18日、島根県邑南町議会。意見書の提出先でございますが、溝口善兵衛島根県知事。また、錦織厚雄島根県健康福祉部長。この意見書を届けようとするものでございます。全議員の皆さん方のご賛同をいただき、適切な議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

●議長(三上徹) 以上で、提出者の説明は、終了いたしました。本件に対する質疑はございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、質疑を終わります。
(議員降壇)

●議長(三上徹) これより討論に入ります。始めに、反対討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 賛成討論ございませんか。
(「なし」の声あり)

●議長(三上徹) 無いようでございますので、討論を打ち切り、これより採決に入ります。発議第6号に賛成の方の挙手を求めます。
(全員挙手)

●議長(三上徹) はい、全員賛成。よって、発議第6号県の福祉医療費助成制度を定額負担に戻すことを求める意見書の提出につきましては、原案のとおり決定をいたしました。意見書は、後日、関係行政機関に送付をいたします。

~~~~~○~~~~~

#### 日程第5 閉会中の継続審査・調査の付託

●議長(三上徹) 日程第5閉会中の継続審査、調査の付託についてを議題といたします。各委員長よりお手元に配付しておりますとおり、閉会中の継続審査及び、審査並びに調査の申し出がありました。お諮りをいたします。各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査並びに調査に付することに、ご異議はございませんでしょうか。  
(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、各委員長の申し出のとおり、これを閉会中の継続審査並びに調査に付することに決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

閉会宣告

●議長(三上徹) 以上で、本定例会に付議されました案件は全て議了をいたしました。お諮りをいたします。本定例会に付議されました案件は全て議了いたしましたので、本日をもって閉会といたしたいと思います。これにご異議はございませんか。
(「異議なし」の声あり)

●議長(三上徹) 異議なしと認めます。よって、本定例会は本日をもって閉会することに決定をいたしました。以上をもちまして、本日の会議を閉じます。これをもちまして、平成21年第9回邑南町議会定例会を閉会といたします。大変ご苦労さんでございました。

—— 午後 1 時 3 3 分 閉会 ——